

議第36号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀県公安委員会」の右に「、滋賀県警察本部長」を加える。

第2条中「別表第12」を「別表第13」に改める。

別表第7第2項の表(9)の項中「2,040円」を「2,000円」に改め、同表(10)の項中「430円」を「410円」に改める。

別表第8中「580」を「550」に改める。

別表第11中「2,380」を「2,430」に、「460」を「470」に改める。

別表第12の次に次の1表を加える。

別表第13（第2条関係）

その他の証明書の交付等の警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1) 警察職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料	1件につき 580円
(2) 海外渡航者に対する犯罪経歴証明書の発給の手数料	同 580

付 則

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 滋賀県収入証紙条例（昭和39年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表第3号中「別表第12」を「別表第13」に改める。